

一般社団法人日本造血細胞移植学会 財務委員会規約

(設置)

第1条 一般社団法人日本造血細胞移植学会（以下、本会という）に財務委員会（以下、「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は本会の運営を円滑にするための財政的管理を目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は委員長、副委員長、理事長、前年度学術集会会長、当年度学術集会会長、次年度学術集会会長、臨床研究委員会委員長、認定・専門医制度委員会委員長、看護部会委員長で組織する。

(委員)

第4条 委員長は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

1. 副委員長は委員長が指名する。
2. 委員長、並びに副委員長の任期は2年とする。再任を妨げないが最大2期4年までとする。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が召集し、議長となる。

1. 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。
2. 本委員会はその目的を達成するために小委員会を組織することができる。小委員会の責任者は委員長が委員の中から指名する。
3. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者をオブザーバーとして本委員会またはその小委員会への参加を要請し、意見を求めることができる。
4. 委員長は本委員会開催の都度、委員の中から委員会幹事を指名する。委員会幹事は議事録を作成し、委員の承認を得た上で事務局が保管する。
5. 本委員会の開催準備は、委員長の指示により、事務局が行う。

(業務)

第6条 本委員会は、本委員会の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 本会の予算編成と収支決算
2. 本会への寄付の依頼
3. 本会の収益向上のための施策策定

(計画・予算)

第 7 条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に理事会に諮らなければならない。

(改訂)

第 8 条 本委員会規約は、理事会の承認を得て改訂することができる。

付則

平成 25 年 3 月 9 日施行